

企業の皆様の
設備投資を応援します！

設備投資減税に関するご案内

・ 2018年度 ・

地方税

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置 新設	1 ページ
中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置	1 ページ

国 税

中小企業経営強化税制	2 ページ
中小企業投資促進税制	2 ページ
省エネ再エネ高度化投資促進税制 新設	3 ページ
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	3 ページ
コネクティッド・インダストリーズ税制 新設	4 ページ
地域未来投資促進税制	4 ページ
その他の投資減税制度	5 ページ
設備投資減税に関する Q&A	6 ページ

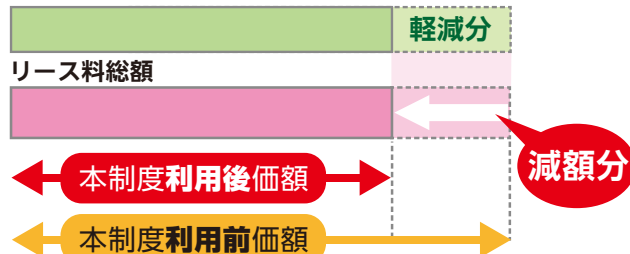
ファイナンス・リースにより設備を導入した場合

固定資産税の特例措置

ファイナンス・リース取引で設備投資をした場合に、固定資産税の特例措置により、リース料が減額されます。

固定資産税

▼イメージ図



地方税

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置 **新設**

先端設備等導入計画の認定を受けた新規設備投資について、固定資産税が最大ゼロになります。事業者は「先端設備等導入計画」を作成・提出し、市町村が認定します。

地方税

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置

経営力向上計画の認定を受けた新規設備投資について、固定資産税が2分の1になります。事業者は「経営力向上計画」を作成・提出し、担当省庁（経済産業局等）が認定します。

共通要件

①対象事業者：中小事業者等

②対象設備：以下の要件を満たすものとなります。

種 類	販売開始時期	要 件
機械・装置	10年以内	1台・1基の取得価額が 160万円以上
測定工具・検査工具	5年以内	1台・1基の取得価額が 30万円以上
器具・備品	6年以内	1台・1基の取得価額が 30万円以上
建物附属設備	14年以内	1台・1基の取得価額が 60万円以上

課税標準 × **最大ゼロ**^{※1} × 固定資産税率
= **固定資産税の軽減**
(最大3年度分)

2021年3月31日まで

課税標準 × **1/2** × 固定資産税率
= **固定資産税の軽減**^{※2}
(最大3年度分)

2019年3月31日まで

※1 市町村の条例で定める割合(0～1/2以下)とされています。

※2 機械・装置：全国・全業種対象 測定工具・検査工具、器具・備品、建物附属設備：地域・業種限定

地域・業種が限定されるのは、7都府県(東京都、大阪府、京都府、愛知県、神奈川県、埼玉県、千葉県)に対象設備を設置する場合となります。

に設備投資減税を受けることができます。



国 税

中小企業経営強化税制

- ①適用期間：2019年3月31日まで
- ②対象事業者：中小企業者等（経営力向上計画の認定事業者）
- ③対象設備：経営力向上計画に基づき導入する設備で以下の要件を満たすものとなります。

要件

A類型（生産性向上設備・工業会証明）

機械・装置、特定の器具・備品等で、販売開始要件を満たす、「生産性向上指標が年平均1%以上向上する」設備

B類型（収益力強化設備・経済産業局確認）

事業者が策定した投資計画（年平均投資利益率5%以上となることについて、経済産業大臣の確認を受けたもの）に記載された設備

種 類	要 件（A類型・B類型共通）
機械・装置	1台・1基の取得価額が 160万円以上
工具・器具・備品	1台・1基の取得価額が 30万円以上
ソフトウェア	一つの取得価額が 70万円以上
建物附属設備	一つの取得価額が 60万円以上

取得価額 × **7%** または **10%**※3 の税額控除

※3 資本金3,000万円以下の中小企業者等に限ります。

国 税

中小企業投資促進税制

- ①適用期間：2019年3月31日まで
- ②対象事業者：中小企業者等（資本金3,000万円以下）
- ③対象設備：以下の要件を満たすものとなります。

要件

種 類	要 件
機械・装置	1台・1基の取得価額が 160万円以上
測定工具・検査工具	1台・1基の取得価額が 120万円以上
ソフトウェア	一つの取得価額が 70万円以上
貨物運送の用に供される普通自動車	車両総重量3.5t以上
船舶	内航海運業、内航船舶貸渡業用

取得価額 × **7%** の税額控除※4

※4 船舶は、取得価額×75%×7%の税額控除となります。



国 税

省エネ再エネ高度化投資促進税制

新 設

- ①適用期間：2020年3月31日まで
②対象事業者：中小企業者等
③対象設備：以下の要件を満たすものとなります。

要
件

種 類	要 件
高度省エネルギー増進設備等	・生産設備等を対象とする大規模な省エネ投資 ・IoT等を活用し複数事業者が連携する高度な省エネ投資

取得価額 × 7% の税額控除

国 税

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

- ①適用期間：2019年3月31日まで
②対象事業者：経営改善指導助言書類の交付を受けた中小企業者等(資本金3,000万円以下)
③対象設備：経営改善指導助言書類に記載された設備で以下の要件を満たすものとなります。

要
件

種 類	要 件
器具・備品	1台・1基の取得価額が30万円以上
建物附属設備	一つの取得価額が60万円以上

取得価額 × 7% の税額控除

大企業可

国 税

コネクティッド・インダストリーズ税制

新 設

- ①適用期間：2021年3月31日まで
②対象事業者：法人(大企業※5を含む)
③対象設備：認定革新的データ産業活用計画に基づき導入する設備で以下の要件を満たすものとなります。

要件

種 類	要 件
特定ソフトウェア (同時に取得する機械・装置、器具・備品を含む)	取得価額の合計額が5,000万円以上

取得価額 × 3% または 5%※6 の税額控除

※5 大企業(資本金1億円超)は、以下のいずれにも該当しない場合は本税制の適用ができません。

a) 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

b) 国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えること。(ファイナンス・リース取引で導入した設備の投資額・減価償却費は含まれる)

※6 継続雇用者給与等支給額が前年度対比で3%以上となる場合に限ります。

大企業可

国 税

地域未来投資促進税制

- ①適用期間：2019年3月31日まで
②対象事業者：個人・法人(大企業を含む)
③対象設備：承認地域経済牽引事業計画に従って導入する設備で以下の要件を満たすものとなります。

要件

種 類	要 件
機械・装置	取得価額の合計額が2,000万円以上 (上限100億円)
器具・備品	
建物・建物附属設備・構築物	

取得価額 × 4% の税額控除※7

※7 建物・建物附属設備・構築物は取得価額×2%の税額控除となります。



国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除

- ①適用期間：2020年3月31日まで
- ②対象事業者：国家戦略特別区域法の実施法人
- ③対象設備：事業実施計画に記載した機械・装置、器具・備品（開発研究用に限る）、建物等

取得価額 × 15%の税額控除 ▶ 2019年4月1日以降、14%の税額控除
 *建物等の税額控除は8% ▶ 2019年4月1日以降、7%の税額控除

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除

- ①適用期間：2020年3月31日まで
- ②対象事業者：総合特別区域法の指定法人
- ③対象設備：事業実施計画に記載した機械・装置、器具・備品（開発研究用に限る）、建物等

取得価額 × 12%の税額控除 ▶ 2019年4月1日以降、10%の税額控除
 *建物等の税額控除は6% ▶ 2019年4月1日以降、5%の税額控除

地方拠点強化税制

- ①適用期間：2020年3月31日まで
- ②対象事業者：地域再生法の認定事業者
- ③対象設備：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載した特定業務施設

(a)「移転型」：取得価額 × 7%の税額控除
 (b)「拡充型」：取得価額 × 4%の税額控除

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

- ①適用期間：2019年3月31日まで
- ②対象事業者：法人
- ③対象設備：沖縄の特定地区において特定事業の用に供する機械・装置、器具・備品、建物等

取得価額 × 15%の税額控除
 *建物等の税額控除は8%

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律による特別税額控除

- ①適用期間：2021年3月31日まで
- ②対象事業者：関係法令の指定・確認を受けた個人・法人
- ③対象設備：機械・装置、建物等

取得価額 × 15%の税額控除※8
 *建物等の税額控除は8%

※8 地域・取得時期によって異なる場合があります。

Q1 固定資産税の特例措置(地方税)を利用した場合、税額控除制度(国税)と併用できますか。

A 固定資産税の特例措置と税額控除制度の適用条件が合致した場合は、**両方の制度を併用できます。**
さらに、適用条件が合致する**補助金制度も併用できます。**

Q2 所有権移転外ファイナンス・リース取引の取得価額を教えてください。

A **賃借人(ユーザー)の会計処理により異なります。**
賃貸借処理をしている場合：リース料総額が取得価額となります。
売買処理をしている場合：税務上の取得価額(資産計上価額)となります。

Q3 「中小企業者等」の定義を教えてください。

A 税額控除制度(国税)の「中小企業者等」の定義は次のとおりです。

- ①常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ②資本金若しくは出資金が1億円以下の法人(大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人を除く。大規模法人とは、資本金または出資金1億円超の法人等で、中小企業投資育成株式会社以外の法人をいう)
- ③資本または出資のない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ④農業協同組合等(農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合等)

Q4 所有権移転外ファイナンス・リース取引で導入した設備は特別償却制度を利用できますか。

A **利用できません。**租税特別措置法において、所有権移転外ファイナンス・リース取引は特別償却制度の適用がない旨が規定されています。
なお、所有権移転ファイナンス・リース取引であれば、特別償却制度を利用できます。

Q5 税額控除制度を利用する場合に留意する事項があれば教えてください。

A

- ①一つの対象設備について、各種税額控除制度を重複して利用することはできません。
- ②税額控除制度ごとに税額控除の上限額が定められています。
企業全体としての税額控除の合計額は法人税額(所得税額)の90%が上限となります。
- ③**中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を利用する場合、3つの措置の税額控除の合計額で限度額を計算し、法人税額(所得税額)の20%が上限となります。**
- ④中古の設備は利用することができません。



公益社団法人 リース事業協会
JAPAN LEASING ASSOCIATION

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル
<http://www.leasing.or.jp>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基
づき、より多くの人に使いやすい読みまちがえ
にくいデザインの文字を採用しています。

- ・ 本パンフレットは、2018年6月現在の関係法令に基づき作成しています。
- ・ 本パンフレットに掲載している設備投資減税制度の適用及び申告の詳細は、税理士等にご確認ください。
- ・ 本パンフレットの内容でご不明の点がございましたら、お取引先リース会社の担当者まで、ご質問・お問い合わせください。
- ・ 本パンフレットの著作権は、公益社団法人リース事業協会に帰属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。